

令和4・5・6年度建設工事等入札参加資格審査のQ & A

1 建設工事関係

(1) 申請要件について

Q1 建設工事の入札参加資格取得要件である、直前2ヶ年度の完成工事高はどの書類で確認しますか。また、解体工事についても同じですか。

A1 どの業種であっても、提出書類にある「経営事項審査申請時の工事種別完成工事高の写し」で確認します。解体工事も同様です。上記書類上で直前2ヶ年度の双方に完成工事高がないと申請はできません。

Q2 経審を受審していることが要件とのことですが、結果が出ていないと（結果通知書がないと）申請できないのでしょうか。

A2 経審を申請していれば、結果が出ていなくても資格審査の申請は可能です。

(2) 新客観点数について

Q1 新客観点数の加対象となる事実の基準日は、資格審査基準日ですか。

A1 原則的に資格審査基準日ですが、一部、申請日を基準とするものもありますのでご注意ください。

なお、民間資格に関する項目、及び主任技術者になりうる女性技術者の社員雇用に関しては、対象の技術者が、基準日及び申請日において正社員であることが条件になりますので、ご注意ください。

Q2 工事成績加(減)点の対象業種はなんですか。また、業種ごとの加(減)点ですか。

A2 長野県が発注した工事のうち、「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「ほ装」の3業種に係るものの工事成績点を用います。

点数は、基準日直前3年間に竣工した上記3業種に係る工事の成績点をひとまとめにして算出した平均点をもとに、計算式に従って算定し、「土木一式」、「とび土工コンクリート」及び「ほ装」の3業種全てに同一の点数を加(減)点します。

Q3 表彰等は、優良工事表彰だけが対象ですか。また、表彰等には感謝状は含まれますか。

A3 表彰等は、優良工事表彰をはじめ、優良技術者表彰、安全衛生に係る優良事業場表彰（厚生労働大臣又は労働局長）、障害者雇用優良事業所の表彰（厚生労働大臣又は長野県知事）も対象とします（ただし、個人表彰は除きます）。また、個人表彰ではありませんが、建設マスター及び建設ジュニアマスターも対象とします。なお、建設工事の入札参加資格への加点のため、設計等の業務に関する表彰は対象外とします。

工事関連の表彰は、国の大臣又は発注機関の長が行うもの、及び長野県知事が行うものを対象

とします。

また、表彰等には感謝状は含みませんのでご注意ください。

Q 4 表彰等による加点について、長野県の優良技術者表彰は該当になりますか。

A 4 長野県の優良技術者表彰は個人とその会社を表彰するものですので、企業表彰分を加点対象とします。なお、表彰された日付が基準日以降の場合は対象外です。

Q 5 民間資格等は、示された資格のみを対象とするのですか。又は示された資格以外の資格も対象となりますか。

A 5 別にお示しした資格のみを対象とします。

Q 6 民間資格で1人の者が複数の資格を持っている場合は、資格の数だけ加点されますか。それとも、いくつ持っていても1人1点の加点ですか。

A 6 1人で複数の資格を持っている場合は、資格の数だけ加点します。

(例：該当する資格数が3種類であれば、3点)

ただし、対象となる業種の入札参加資格を取得しないと加点しません。

(例：舗装施工管理技術者の資格は、土木一式又は舗装の入札参加資格を取得した場合には加点しますが、審査の結果いずれも不適であった(入札参加資格を取得できない)場合は加点しません。)

Q 7 民間資格について、積み上げた点数は各業種にどのように加点されるのでしょうか。

A 7 業種を問わず、入札参加資格のある業種すべてに総合計点を加点します。

(例：入札参加資格を取得した業種が土木一式と管工事で、土木一式に対応する資格が25点分あれば、管工事の対象民間資格等がゼロであっても、25点は土木一式と管工事の両方に加点されます。土木一式の入札参加資格が取得できない場合、管工事への加点は0点です。)

Q 8 民間資格について、アルバイト等も加点の対象になりますか。

A 8 「他の職員の年間総労働時間の7.5割以上の者」は、正社員が国民健康保険に加入している場合等を想定しており、正社員以外(契約社員、派遣社員、アルバイト、非常勤役員、下請者等)は、加点対象外です。

Q 9 基準日以前4年間の新規学卒者社員採用による加点で、今現在退職している場合は加点になりますか。また、新規学卒者とは卒業後何年までの者が該当しますか。

A 9 現在も雇用が継続している社員のみとなります。退職している場合は、加点しません。また新規学卒者の定義ですが、厚生労働省の「青少年雇用機会確保指針」では、卒業後3年以内の者(その間の就業の有無は問わない)を新卒者と扱う旨規定されていますので、それを準用します。

Q10 新規学卒者の社員採用について、雇用していた社員が定時制高校を卒業しました。当該社員を引き続き雇用した場合、加点されますか。

A10 新規学卒者を「新たに」正規雇用した場合に加点するものであるため、既に雇用している場合は対象外です。ただし、非正規雇用者を学校卒業後に正規雇用した場合は加点の対象とします。

Q11 新規学卒者の社員採用による加点で、技術職であることを確認できる書類とは具体的には何ですか。

A11 有資格者である場合は資格証等、資格がない場合は職名が確認できる社員名簿、辞令の写し等を想定しています。事務、営業職でなく工事現場で働いていることが分かるものでも確認の上、可とします。

Q12 主任技術者となる資格を有する女性技術者の社員雇用について、派遣社員や取締役等の役員は対象になりますか。

A12 直接雇用ではない派遣社員や、代表取締役など雇用する側の者は対象外です。役員であっても、雇用が確認できる書類があれば加点の対象とします。

Q13 表彰、新規学卒者及び育児・介護休業における加点条件である、「申請日までに退職していない」ことの確認書類は必要ですか。

A13 特に提出は求めず申請に基づきますので、虚偽のないようにお願いします。

Q14 「一般事業主行動計画の策定、且つ育児・介護休業法に規定する休業等制度が就業規則に規定」について、就業規則には規定していますが行動計画が期限切れの場合はどうなりますか。

A14 届出書に受付印が押印されていても、基準日において行動計画が期限切れのものは無効ですので、改めて行動計画を策定し直した上で受付印が押印されたものを有効とします。また、計画期間が満了し、目的を達成し、認定を受けるための要件を満たした場合は、受付印が押印された申請書の提出をもって加点します。

なお、一般事業主行動計画の策定と休業等制度の就業規則規定はセットですので、一方だけでは加点しません。

Q15 「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証登録は受けているのですが、「社員の子育て応援宣言！」の登録期間が切れてしまいました。この場合、加点になりますか。

A15 両方とも登録中でないと、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の加点はしません。加点(10点)を求める場合は、両方の有効な登録証の写しを提出してください。

Q16 週休2日等の休業制度について、就業規則には「4週6休」と定められていますが、これで5点加点されますか。

A16 加点対象となる「4週5～8休」とは、曜日及び週を固定（例：毎週日曜日、毎月第3水曜日など）した休日が4週に5～8日あり、かつ祝日法に規定する休日を休日としており、かつ年末年始に2日以上の休日があることをいいます。

就業規則に定められた内容がこれに該当しない場合、たとえ「4週6休」と定められていても、年間休日数により判断します。資格審査基準日を含む1年間の休日数を確認できる書類（休日

を定めたカレンダーなど)を併せて提出してください。

Q17 週休2日等の休業制度、賃金の支払い形態としての「月給制」について、就業規則のうち労基署の受付印が押印された部分を提出することになっていますが、押印のある変更届でもよいでしょうか。

A17 変更届は、以前に就業規則が労基署へ届けられていることの証拠になりますから、押印のある変更届でも構いません。

Q18 週休2日等の休業制度、賃金の支払い形態としての「月給制」について、労基署の受付印が押された就業規則が必要とのことですが、労基署への届出義務のない事業者はどうすればよいでしょうか。

A18 就業規則については、労基署への届出義務の有無を問わず、受付印が押されたものでないと受け付けません。

Q19 労働災害防止団体法に規定する労働災害の防止を目的として組織された団体とは、具体的にどの団体ですか。

A19 長野県内では、平成31年度現在の労働災害防止団体は建設業労働災害防止協会長野県支部のみです。

Q20 建設業労働災害防止協会長野県支部での活動は、資格審査基準日を含む年度の前年度に活動していないと対象になりませんか。

A20 資格審査基準日までに加入していても、活動していない(=活動証明書が発行されない)方は、加点しません。

Q21 県建設工事入札参加資格を有する建設企業との合併について、グループ企業の合併であっても加点されますか。

A21 資本関係等がない企業同士の合併が対象です。同族企業の合併、営業譲渡、役員重複や一定の資本関係等同族的な関係があると認められる場合は、加点しません。

Q22 (合併に関する上記の質問について)役員重複は対象外とありますが、役員が何人かいる中で1名や2名でも重複していれば加点対象にはならないのでしょうか。

A22 具体的には合併等を行った日前1年間において、存続会社等が当該合併等により消滅又は廃止された会社の役員又は資本を2分の1以上有していた場合、連結決算を行っている場合等、同族的な関係があると認められる場合は加点の対象外です。

Q23 入札参加資格を持っていない企業と合併しましたが、加点対象となりますか。

A23 県建設工事入札参加資格を有する建設企業との合併が条件ですので、有していない建設企業との合併は対象外です。なお、合併相手のうち1者でも有していれば対象になります。

Q24 消防団協力事業所表示制度の登録は、資格審査基準日までに登録していないと対象になりませんか。

A24 資格審査基準日までに登録していないと対象になりません。

Q25 消防団協力事業所表示制度について、登録表示証は会社名が記載されていなくてもよいですか。

A25 申請に基づき審査しますので差し支えありません。虚偽のないようにお願いします。

Q26 育児・介護休業給付金関連等で休業取得が確認できる書類とありますが、育児・介護休業を取得したら必ずハローワークに届け出て給付金をもらわなくてはいけないのかとハローワークに確認したところ、会社のお金で休ませて給付金をもらわないということでもよいといわれました。このようにハローワークを通さず育児・介護休業を取得した場合は、給付金関連の書類はないことになりませんが、「等」というのは休業を取得したことが確認できる他の書類でも認めてもらえるということでしょうか。

A26 ハローワークからの雇用保険の育児休業給付・介護休業給付の受給実績が簡便かつ信頼できる提出書類と考えております。

ご質問の状況等で給付金関連の書類がない場合は、別途休業や雇用等の確認が必要になりますので、育児・介護休業の取得を会社が証明した書類、休暇整理簿、会社が給付金相当額を給付していることがわかる書類、及び休業取得者が社員であることを証明する書類を添付してください。

Q27 キャリアアップシステムの導入について、事業者としては登録していないが、登録している技能労働者を雇用している場合、加点対象となりますか。

A27 事業者登録が加点の条件となりますので、対象となりません。

Q28 賃金の支払い形態としての「月給制」について、「日給月給制」、「月給日給制」の支払い形態は加点対象となりますか。

A28 完全月給制のみを加点対象とします。給与の月額があらかじめ定められており、欠勤・遅刻・早退をした場合に、その分の基本給又は手当が差し引かれる形態（いわゆる「日給月給制」、「月給日給制」）は対象となりません。

2 建設コンサルタント等関係

Q1 建設コンサルタント等で主たる営業所以外の営業所に入札参加資格を与える場合、常駐する配置職員を記載した書類（様式任意、委任状に記載でも可）を提出させるのはなぜですか。

A1 主たる営業所以外の営業所に入札参加を与える場合、当該営業所に常駐する配置職員がいることを要件としているためです。

なお、地域要件を「県内に本店又は営業所を有する者」とした場合、県外本社が入札参加資格を持っていても、県内営業所が入札参加資格を持っていないければ入札はできませんのでご注意ください。

Q 2 参加資格を希望する業務の実績について、小さな民間の仕事しかないが、請書の写し等添付が必要ですか。

A 2 様式第6号の業務経歴書の請負代金の額は、国や県等の公共事業に限らず民間の業務実績も記載できます。また、実績があれば小額でも記載できます。なお、契約書、請書の写しは添付する必要はありません。

Q 3 様式第7号の技術者一覧表について、各申請業種・部門ごとに作成とありますが、1枚にまとめて記載してもよいですか。また、複数持っている他の部門資格や、建設コンサルタント等の業務の参加資格申請に関係のない資格もすべて記載するのですか。

A 3 迅速な審査を行うため各申請業種・部門ごとに作成をお願いしておりますが、1枚にまとめて記載しても結構です。ただし、各業種・部門がわかるように記載してください。

申請書は延べ人数を記入することになっていますので、複数持っている他の部門資格も記載してください。ただし、資格を希望しない業種・部門については記入不要です。

建設コンサルタント等の業務の参加資格要件と関係のない資格（例えば1級土木施工管理技士や電気工事士等）は記載不要です。

Q 4 要件に合致する技術者はいるが業務実績がない業種、又は業務実績はあるが要件に合致する技術者がいない業種・部門については申請書に記載すべきですか。

A 4 入札参加資格を付与できないので、申請書への記入や業務経歴書、技術者一覧表の提出はしないでください。

Q 5 建設コンサルタントの登録がない場合、建設コンサルタント登録規程別表に掲げる登録部門のいずれかの部門に該当する技術士、RCCM等がいれば申請できるとのことですが、技術士であればどの部門でもよいということでしょうか。

A 5 長野県の入札参加資格については、建設コンサルタント登録規程の登録部門毎に登録の有無を確認して資格付与しており、登録がない場合は、当然ながら、有する技術者が技術士法による第二次試験において選択・合格した科目で登録をうけている部門に限ります。

「いずれかの部門に該当する技術士」とは、建設コンサルタント登録規程別表中、各登録部門における技術上の管理をつかさどる者の要件のうち、いずれかの技術部門に合格し登録している者等を指します。

Q 6 建設コンサルタントの技術者要件について、登録がなくても技術士やRCCM等の有資格者がいれば申請できるとのことですが、提出する書類は、登録を確認するための登録証明書の写しや登録通知の写しとなっています。技術士やRCCM等の資格を確認する書類は提出しなくてもよいのでしょうか。どのように審査するのでしょうか。

A 6 国の登録を取得するために、登録要件に添った技術者を保有した上で国の審査を受けていることから、登録証明書の写し等と様式第7号の技術者一覧表をもって確認します。

登録がない場合は、様式第7号及び第8号で確認し、資格を確認する書類の添付は求めません。資格又は免許等の取得年月日で確認することとしています。申請に基づき審査しますので誤りがないよう提出してください。

退職した職員の資格を使ったり、資格又は免許等の取得年月日の誤記入等、故意が確認された場合には入札参加資格の取消処分を行う場合があります。

Q 7 建設コンサルタント等の登録について、資格審査基準日にはなかったのですが、その後申請日までの間に登録を受けました。この場合、参加資格の申請はできますか。

A 7 各種登録規程による登録やRCCM等の有資格者について「資格審査基準日及び申請日において」有していることを要件としているため、資格審査基準日に登録がなく、RCCM等の有資格者がいない場合は申請できません。

ただし、資格審査基準日に登録はなくてもRCCM等の有資格者がいることで申請要件を満たしている場合で、申請日までに登録を受けた場合には、資格付与後の変更届提出の手間を省略する意味で、申請時に「登録有り」で申請してください。

Q 8 新たに入札参加資格を得るために、必要な技術者を新たに雇い、資格審査基準日前に登録を受けましたが、会社としては直前の事業年度に実績がありません。新たに雇った技術者が前に所属していた会社で積んだ実績を自己の会社の実績としてもよいでしょうか。

A 8 技術者の個人実績ではなく会社としての実績が資格付与の要件になります。登録が資格審査基準日前でも、会社としての実績が全くない場合には、申請できません。

3 建設工事・建設コンサルタント共通事項、その他申請方法に関すること

Q 1 消費税及び地方消費税の納税証明書については、どの様式のものを出せばよいでしょうか。

A 1 基本的に法人業者は納税証明書の様式その3の3、個人業者は納税証明書の様式その3の2を出してください。

なお、納税証明書の請求手続きは国税庁ホームページをご確認ください。

(オンラインによる請求) http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

(書面による請求) <http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

Q 2 長野県税の納税証明書は、どこ発行のどの様式のものを出せばよいでしょうか。

A 2 県税事務所が発行する入札参加資格申請用の「長野県税の未納がないことが確認できる納税証明書」を出してください。窓口で「入札参加資格申請に必要」である旨お申し出頂ければ、発行されるようになっております。

なお、長野県に納税義務がない場合は県税の納税証明書の提出は不要です。

Q 3 現在事項全部証明書、建設業許可証明書又は確認書、納税証明書はコピーでもよいでしょうか。

A 3 コピーで差し支えありません。ただし、現在事項全部証明書(又は履歴事項全部証明書)については、3ヶ月以内に発行されたもののコピーを添付してください。

Q4 申請書の提出について郵送で提出とありますが、例えば、控えに受付印をもらいたい場合は持参でもよいでしょうか。

A4 持参でも受け付けます。